

告 示

埼玉県告示第千四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社住友倉庫（仮称）戸田駅前商業施設

埼玉県戸田市大字新曾七百四十一一外（新曾第一土地区画整理事業地内百二十四街区）

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社住友倉庫 代表取締役 小野孝則

大阪府大阪市北区中之島三丁目二番十八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 梁瀬捨治

東京都大田区仲六郷二丁目四十三番二号

株式会社明文堂プランナー 代表取締役 清水満

富山県下新川郡朝日町沼保九百九番二号

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年四月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千八百十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一七三平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五七立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

オーケー株式会社 午前八時三十分から午後九時三十分

株式会社明文堂プランナー 午前九時から翌午前一時

株式会社ノジマ 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から翌午前一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年八月二十八日

二 縦覧期間

平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課